

平成 29 年 9 月 15 日

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 御中

金融庁監督局銀行一課 御中

金融庁監督局総務課健全性基準室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見について

今般、標記改正案（平成 29 年 8 月 18 日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等に対する意見

項番	対象文書	項目・論点	意見	理由等
1	(別紙2) 別紙様式第8号、 第8号の2、 第13号、 第13号の2	自己資本比率の算定における会計基準	別紙様式第8号 記載上の注意4において、「ただし、『中間連結貸借対照表』中の記載上の注意2(13)に掲げる事項は、常に注記すること」が追加された趣旨は、同記載上の注意前段の「企業会計の基準」には自己資本比率の開示が含まれていないため、財務諸表に加えて自己資本比率の公告も必要であることの規定と理解したが、当該「自己資本比率」は、特例企業会計基準等適用法人等は当該特例企業会計基準等にもとづき算定する(日本基準にもとづき算定は不要)という解釈でよいか。 (銀行・銀行持株会社の年度・中間様式について同様)	改正内容の明確化のため。
2	(別紙2) 別紙様式全般	「同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。」	記載上の注意において、「同一の事項を記載した書類を添付し」、かつ、その旨を明記とあるが、決算状況表、会社法書類等貴庁宛に提出済の書類を参照する場合には、参照書類と箇所を明確にすることにより、「同一の事項を記載した書類」自体の添付も不要とさせていただきたい。	
3	(別紙5) 平成二十六年金融 庁告示第七号	連結自己資本比率・連結レバレッジ比率の影響開示	会計基準の変更による影響開示は、会計基準を変更した四半期に一度のみ開示することで足りるという理解でよいか。 (例)第1四半期から採用する企業会計の基準を変更した場合、著しい差異がある場合の対比および要因分析は、第1四半期のみで足り、第2四半期以降は必要ないという理解でよいか。	改正内容の明確化のため。
4	(別紙1)銀行法施行 規則(昭和五十七年 大蔵省令第十号) 【新旧対照表】 および(別紙8)主要 行等向けの総合的 な監督指針【新旧対 照表】	業務範囲規制(「主要行等向けの総合的な監督指針」V-1(2)銀行グループの範囲、V-3-1(2)銀行グループの業務範囲規制)	業務範囲規制について、特例企業会計基準等適用法人等と、日本基準適用会社の規制範囲を同じとしなかった背景についてお伺いしたい。	特例企業会計基準等適用法人等へ移行する企業にとって、ビジネス変更を求められる可能性があるため。
5	同上	業務範囲規制(「主要行等向けの総合的な監督指針」V-3-1(2)銀行グループの業務範囲規制)	中小企業等経営強化法に関連したベンチャー投資以外のベンチャー投資または国外のベンチャー投資がIFRS等の適用により連結範囲に含まれる場合、主要行等向けの総合的な監督指針V-3-1(2)の(注1)に該当するか。	改正内容の明確化のため。
6	同上	同上	(注2)における所要の措置を講じるべき相応の期間について、1年以内というのは現実的に短すぎるため、もう少し余裕をもった期間の設定をしていただきたい。 または、IFRS移行日までに組成・実行した案件は日本基準ベースで判断する等の経過措置を設けていただきたい。 仮に経過措置を設けない場合であっても、原則1年以内という記載であることを踏まえ、親会社等が1年以内の解消に向けた努力を続けてたとしても、様々な制約により1年以内に解消できない場合は、貴庁への相談を通じて、相応の期間の解釈として2～3年程度まで延長される可能性があることを確認させていただきたい。	銀行業務範囲外の会社が連結の対象となった場合については、当該会社の株式売却や事業の売却等が考えられるが、そのような対応は当該銀行グループのみで完結するものではなく、相応に影響があることから、1年以内で必ず対応することは現実的に困難。また、期間の延長が困難な場合であっても、経過措置は極力広くとるべきと思われる。

項番	対象文書	項目・論点	意見	理由等
7	同上	同上	(注2)は経過措置であり、適用会計基準変更後に同様の事象が生じる場合、即、業務範囲規制に抵触するという理解でよいか。 (経過措置は、移行時のみに適用される理解でよいか)	改正内容の明確化のため。
8	その他	決算状況表	連結決算状況表の様式について、IFRS等の任意適用に対応するための改正予定はあるか。	

以上